



平成19年5月21日

各位

日本トラスティ・サービス信託銀行

年金投資基金信託レポートサービスの開始について

平成16年12月30日に施行された改正信託業法の規定に準拠するため、年金投資基金信託ファンドのディスクロージャー資料を昨年度より書面にて配布しておりますが、ご要望を頂いたお客様に対しては、書面による配布に替えてWEB媒体による開示を実施させていただきますので、ご案内申し上げます。

①開示対象

平成19年3月31日以降に決算を迎える年金信託ファンドの保有する年金投資基金信託ファンドが対象となります。

②申し込み方法

お客様とお取引のございます住友信託銀行、りそな信託銀行、三井アセット信託銀行のお客様窓口にお申しつけのうえ、所定の申し込み※をお願いします。

※信託業法第27条第1項及び第29条第3項に規定する書面を、電子媒体にて提供する場合には、信託業法26条第2項の定めによって承諾を受ける必要があります。

③閲覧方法

お申し込み頂いたお客様に対し、年金投資基金信託ディスクロージャー資料閲覧用のWEB画面にログインする為のID・パスワードを各原受託者より交付いたします。『オンライン情報提供サービス』と同一のアクセス画面より、お客様の保有する年金投資基金信託のディスクロージャー資料が閲覧可能となります。

以上

(本件の申込み先)

(1)住友信託銀行

年金信託部 業務推進グループ

電話番号：03-3497-1486

(2)りそな信託銀行

年金ソリューション部 制度サービス部

電話番号：06-6268-1813

(3)三井アセット信託銀行

受託企画部 業務管理グループ

電話番号：03-5232-8270